

一般社団法人全日本テコンドー協会 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下「当法人」という。）の組織運営、諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、当法人の社会的使命と役割を自覚し、当法人の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、当法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程において、規律の対象となる者は、会員、役員、名誉会長等、職員及び各専門委員会及び特別委員会委員（以下「役職員等」という。）であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 会員とは、定款第5条に規定する会員（個人会員）、正会員、賛助会員、名誉会員をいう。
- (2) 役員とは、定款第26条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 名誉会長等とは、定款第32条の2に規定する名誉会長、顧問をいう。
- (4) 職員とは、定款39条に規定する事務局職員をいう。
- (5) 専門委員会及び特別委員会とは、定款第38条に規定する委員長及び委員をいう。

(基本的責務)

第3条 当法人の役職員等は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(禁止される行為)

第4条 役職員等は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 暴力、セクシュアル・ハラスメント又はパワー・ハラスメント
- (2) 差別
- (3) 前2号に定めるほか名誉毀損又はプライバシー侵害など人権侵害行為
- (4) ドーピングその他禁止薬物の使用
- (5) 違法な賭博若しくは八百長又はこれらに何らかの形で関与すること
- (6) 職務やその地位を利用して自己の利益を図ること、又はこれを斡旋若しくは強要すること
- (7) 前3号に定めるほかスポーツ・インテグリティ（スポーツの高潔性）を害する

行為

- (8) 補助金、助成金等の経理処理に関し、一般に公正妥当と認められる会計基準その他の会計の慣行及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づかない不適切な経理処理
- (9) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と関係を持つこと
- (10) 前各号に定めるほか当法人の定款若しくは諸規程又は法令に違反する行為

(違反による処分等)

第5条 役職員等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、コンプライアンス委員会は直ちに調査を開始し、調査結果を賞罰委員会に報告する。

- 2 前項の調査の結果、当該役職員等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、当法人賞罰規程に基づき、相当の処分をするものとする。

(利益相反の防止及び開示)

第6条 役職員等は、その職務の執行に際し、当法人との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示その他当法人が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 役職員等は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、補助金等交付団体、寄付者、納税者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 役職員等は、業務上知りえた個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第9条 役職員等は、当法人の事業活動の成果の向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(その他)

第10条 当法人の加盟団体又は準加盟団体が組織の管理運営に適正を欠いたとき、若しくは当法人の加盟団体又は準加盟団体として不適当と認められるときの処分については、当法人加盟団体規程又は準加盟団体規程に定める。

附則〔平成28年3月19日制定〕

この規程は、平成28年3月19日から施行する。